特定非営利活動法人アメリカ旅行協会 会員規約

この会員規約(以下「本規約」という)は、特定非営利活動法人アメリカ旅行協会(以下「当法人」という)と、当法人の会員(以下「会員」という)との関係に適用する。

第1条(目的)

本規約は、当法人の定款を補足するものであり、当法人と会員との間で下記のように定めるほか、入退会等の定義は定款に定める通りとする。

第2条 (会員の定義)

当法人の会員は、定款において定められた次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法 (以下「法」という)上の社員とする。

- 1 正会員 当法人の目的に賛同し、活動に積極的に参画・協力する個人及び団体。総会での議 決権を有する。
- 2 ファンクラブ会員 当法人の目的に賛同し、当法人が提供するサービスを受けるとともに当法人を支援する会員。総会での議決権を有しない。

第3条(入会)

入会の申し込みをする者は、入会申込書に必要事項を記入し、書面または電磁的方法をもって当法人に提出し、第4条で定める入会金及び年会費を払い込み、当法人が入金確認をできた時に入会が成立し、会費の納入日をもって入会日とする。なお入会申込書に書かれた内容について変更が生じた場合、会員はその旨を速やかに書面または電磁的方法をもって当法人に通知すること。当法人は「個人情報の保護に関する法律」に基づき、入会申込書に記載された個人情報を適切に管理するとともに、資料等の送付及び各種連絡時にのみ使用し、第三者への提供は行わない。

第4条(会費)

入会金及び年会費は次のように定める。

- 1 正会員 入会金 10.000 円 年会費 3.000 円
- 2 ファンクラブ会員 入会金3,000 円 年会費無料 なお、令和4年7月1日現在ファンクラブ会員である者は、入会金の納入を要しない。

第5条(会員資格の有効期間)

会員資格の有効期間は次のように定める。なお、災害等やむを得ない事情の場合、代表理事の承認により下記に関わらず会員期間を延長することができる。

- 1 正会員 入会初年度は、入会日以降最初に訪れる当法人決算末日(毎年6月30日)の2か月後の末日(8月31日)までとする。入会した翌年度以降は、毎事業年度開始から2か月以内(7月1日から8月31日まで)に、当法人の定める方法により年会費を納入することにより継続されるものとする。
- 2 ファンクラブ会員 入会日から1年間とする。入会した翌年度以降は、退会の申し出がない限り1年延長されるものとし、退会届を提出した際または当法人からの連絡が不通となった場合は退会したものとする。

第6条(正会員に関する規定)

- 1 正会員は、当法人の設立趣旨を理解した上で定款及び本規約を順守するとともに、当法人の活動に参画・協力し、目的に向けた取り組みに積極的に関わる。
- 2 正会員の所在地により、正会員5名以上を目安に「支部」を組織することができるものとし、イベントや懇親会の企画・実施は支部を単位に行うことができる。

- 3 支部には1名の支部長をおくこととし、支部長は支部構成員の互選とする。
- 4 支部長の任期は2年間とする。ただし再任は妨げない。
- 5 支部長は支部をとりまとめ、支部構成員の個人情報その他の管理を適切に行う。
- 6 支部長は支部として会合を開催した場合、協議した事項を逐次代表理事に報告するとともに、 重要事項の決定については代表理事の承認を得て行う。
- 7 正会員が受けられるサービスや実施可能な事項の一例を次に掲げる。なお下記は予告なく廃 此・変更となる場合がある。
- (1) 当法人が主催するイベント等に会員価格で参加することができる
- (2) 当法人が勧誘された他者主催イベント・セミナー等に参加することができる
- (3) イベント等を企画・実施することができる
- (4) 当法人の目的に関する活動に資する知識や理解を深めるため、当法人が所有する資料等の提供を受けることができる
- (5) 当法人正会員名刺(100枚)
- (6) 当法人オリジナルスタッフジャンパー (ベスト1着)
- (7) 当法人オリジナルワッペン(1個)
- (8) 会員懇親会に参加することができる
- (9) アメリカ旅行や当団体の活動に関するニュースレターを受け取ることができる

第7条 (ファンクラブ会員に関する規定)

- 1 ファンクラブ会員は、本規約を順守するとともに、各種サービスの提供を受けながら、PR やイベントへの参加等により当法人を支援する。
- 2 ファンクラブ会員は次に掲げるサービスを受けることができる。なお下記サービスは予告な く廃止・変更する場合がある。
- (1) 当法人が主催するイベント等に会員価格で参加することができる
- (2) 年4回アメリカの観光資料等を請求することができる
- (3) 会員懇親会に参加することができる
- (4) 当法人オリジナルワッペン(1個)
- (5) アメリカ旅行や当団体の活動に関するニュースレターを受け取ることができる

第8条(会員懇親会)

- 1 当法人は、会員相互の親睦を深めるとともに知識の向上と活動の活性化を目指し、各地で懇親会を開催する。
- 2 懇親会の開催はニュースレター等により告知する。
- 3 懇親会は原則会費制とし、会費の額は開催ごとにニュースレター等で告知する。

第9条(除名)

当法人は、定款で定める除名に関する規定のほか、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により当該会員を除名することができる。

- 1 本規約に違反した場合
- 2 他の会員の名誉、プライバシー、その他の権利を侵害した場合
- 3 当法人が会員として不適切と認めた場合

(附 則)

本規約は、平成29年11月15日から適用する。

(附 則)

本規約は、令和3年3月1日から適用する。

(附 則)

本規約は、令和4年7月31日から適用する。